

## 私学助成の充実強化等に関する意見書

私立高等学校等（高等学校、中学校、小学校及び幼稚園）は、建学の精神に基づき、時代や社会の要請に応じた特色ある教育を展開することにより、公教育の発展に大きな役割を果たしている。

現在、我が国では、グローバル人材育成への対応や教育におけるICT化の推進など、これからの時代を見据えて、さまざまな教育改革が進められている。

こうした改革推進の一方で、各私立高等学校においては、高等学校等就学支援金制度の導入によって、事実上、授業料の増額が抑制され、身を切るような経営努力が続けられているところであり、独自で対応しようとするれば、残された手だては授業料等の増額によるほかはなく、これでは公私間の負担格差を一層広げることにつながる。

また、根本的課題として、専門学校生に対する授業料減免や幼児教育無償化等の諸施策が導入される一方で、私立中学校に学ぶ生徒への支援が取り残されているという問題がある。義務教育であることを勘案すれば、この公私間格差の是正は急務であると言わざるを得ない。

さらに、子供たちの安心・安全は国の責務であり、学校施設への期待や社会的役割を考えれば、私立学校を含めた耐震化の促進にさらなる支援が必要である。

以上のように、我が国の将来を担う子供たちの学校選択の幅と自由を実質的に保障し、今後求められる教育課題に公教育機関である私立学校が対応するためには、公立に比べはるかに財政的基盤の脆弱な私立高等学校に対する助成措置の拡充が必要不可欠である。

よって、国におかれては、私立高等学校等教育の重要性を認識し、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持し一層の充実を図るとともに、私立学校施設耐震化への補助の拡充など私立学校の教育環境の整備充実や私立学校生徒等へ修学支援の拡充強化が図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三 石 文 隆

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣

} 様